



が被った損害を補填するために本条例に則り、■■氏に申請書を提出させ、その申請内容を審査したうえ、規定の使用料を徴収するよう、措置を講ずべきである。

また、平成 27 年 6 月 19 日付けで提出した住民監査請求に対して、請求を棄却する旨の通知（平成 27 年 8 月 13 日付 27 半監第 76 号）があったが、■■氏及びその関係者は、市に使用申請を行わない状況のまま、使用料を払うことなく平成 9 年 12 月から今日まで頻繁に車を駐車するなど本件土地を占用しており、そのような条例違反の状況を、市は正当化し続けている。このようなことから、住民監査請求の趣旨・理由を変えて、今回、再度住民監査請求をする。

事実証明書には、平成 26 年 9 月 22 日、平成 27 年 4 月 16 日、8 月 28 日、9 月 11 日、10 月 13 日、10 月 16 日の計 6 回に渡り本件土地に駐停車している状況を添付。この日付以外にも本件土地に頻繁に駐車されていると主張する。

## 第 2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法第 242 条第 1 項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

## 第 3 監査の実施

### 1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して平成 27 年 12 月 7 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述及び追加証拠の提出を受けた。

（陳述に出席した請求人） ■■■■■

### 2 平成 27 年 6 月 19 日付け監査請求（以下「前回請求」という。）

前回請求は、市は本件土地を利用している■■氏から所定の使用料を徴収する必要があるにも関わらず、使用料の徴収をしていないため、これは不当又は違法であるとして、平成 9 年 12 月から現在までの使用料の内、時効になっていない部分の徴収、今後使用することによる使用料を所定の方法で請求・徴収すること、歴代の市土木課長の処分について監査委員に一任するものであった。

前回請求における要件審査の結果（平成 27 年 8 月 13 日付 27 半監第 76 号）、本条例に基づく使用料の請求については、市税などの場合と異なり、公権力の行使として一方的に特定人に対し具体的な金銭納付の義務を負担させる性質のものではなく、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「公金の賦課」の定義に照らすと、これに該当しない。

次に「公金の徴収」については、存在する債権を正当な理由もなく放置す

ることは許されないが、本件の場合、本条例に基づく申請、許可は行われていないことから、そもそも市は行使すべき債権を有しているとは言えず、これも地方自治法第 242 条第 1 項に規定する「公金の徴収を怠る事実」に該当しないとして、これを棄却した。

### 3 監査の対象事項

本条例に定める申請手続きを行わせ、使用料を徴収することを求める請求については、前回請求において棄却したものと同一場所、同一請求であり、一事不再理の観点から、今回の審査対象とすることはできない。

本件請求は、本件土地について、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるか否かを対象とした。

### 4 監査対象部課

建設部土木課とした。

(1) 本件に対する土木課の説明は次のとおりである。

ア 本件土地に■■氏が駐車していたことを土木課が知り得たのは、平成 27 年 2 月の請求人からの通報によるものであり、その後も通報があるたびに電話等で注意を行った。また、10 月に請求人より通報があった際に、電話で口頭注意を行ったが、■■氏の主張は、前回請求以降は着替えや荷物の積みおろしのために一時的に停めたことはあるものの、駐車場としての利用はないとのことであった。その後、本請求についての通知を受け、事情を確認するため 11 月 20 日に■■氏を呼び出し、今後は一時的にも停車しない旨の確約をとった。

なお、平成 27 年 2 月から 11 月の間に土木課において何度か現地調査をしたが、いずれも駐車は確認されなかった。

イ 本件土地への駐車については、請求人から通報等を受けた際には、次のとおり口頭での注意等を行っている。

2 月 5 日 請求人からの通報を受け、車を停めないよう注意

4 月 20 日頃 電話にて口頭注意

8 月日付不明 電話にて口頭注意

10 月 20 日 電話にて口頭注意

11 月 20 日 呼び出しのうえ口頭注意

次回からは、書面での注意勧告を実施する旨を伝える

ウ 市有地における無断駐車に対する一般的な対応について

本市の市有地に停められた車を発見した場合の対応は、まずは口頭で

注意し、数回の口頭注意でも改善されない場合は文書注意し、それでも改善されない時は、法が適用される場合は法による改善命令などを行う。

#### エ 本件土地の管理について

本件土地の前面舗装道路は、幅員が2.5メートルと狭いため、本件土地は、一般車両のすれ違いや歩行者通行に供するための道路敷地として管理している。そのため、本件土地は特定個人の独占使用となる市有土地の使用許可をすべきものでなく、誰でも通行利用可能な道路敷地（赤道）を■■氏が通行すること自体は支障がない。

この点において、一般の利用に適さない法面に通路を設ける場合の使用許可とは、取り扱いが異なる。

### 第4 事実関係の確認

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

#### 1 本件土地について

- (1) 本件土地は、本条例第2条（定義）に規定される「道路法の適用されない道路」に属するものであると認められる。
- (2) 本件土地の管理者は、半田市である。
- (3) 本条例第4条に基づく申請は提出されておらず、よって占用許可も出されていないため、使用料の徴収はしていない。
- (4) 平成27年12月17日時点の監査委員による現地調査では、本件土地には車を含む工作物、物件、又は施設等は確認できなかった。

### 第5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

法242条第1項に規定する「財産の管理を怠る事実」とは、「公有財産を不法に占有されているにも関わらず何ら是正措置を講じない場合をいう」（昭和38年12月19日付け自治省行政課長通知）と解されている。

市は、本件土地について、市民が道路として公平に使用できるよう駐停車の通報があった都度、口頭注意により是正の申し入れを行っており、また現地での確認も行っている。管理者として一般的な措置を講じているのであり、平成27年2月からの是正指導後も、結果として駐停車の場所として使用されたことは誠に遺憾であるものの、何ら是正措置を講じていないとは言えず、違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があるとまでは言えない。

よって本請求は、棄却する。